少年院在院者の職員に対する認知に関する研究(その1)

- 少年院の職員のイメージと保護者や学校の教師のイメージとの比較研究-

矯正協会附属中央研究所 佐藤

佐藤 和夫 橘 偉仁

藤野 京子

藤原 正

土持 三郎

森田 祥一

1 はじめに

欧米諸国における矯正思想が改善モデルか ら応報モデルへと回帰したと言われてから 10年余になるが、我が国においては、きめ の細かい刑事政策の効果もあって、決して矯 正機能は失われていないと考えられているし、 社会復帰のための処遇の営みも衰えることな く続けられている。こうした我が国の改善及 び社会復帰を目的とした処遇について、犬塚 (1989) は「(刑事司法の理念がそうだから というのではなく) 個々の職員の信念に基づ いて実践されている」と述べている。確かに, 日本の矯正処遇の中核部分は、被収容者と職 員の人間的な関わりにあり、そのプロセスに おいて、被収容者は様々な変化や成長を遂げ ていくと考えられている。しかしながら、こ うした点についての実証研究は極めて少ない のが現状と言えよう。そこで、今回の一連の 研究では、被収容者が矯正職員のことをどの ように受けとめ、それが在院中、どのように 行動目標なり態度を変容させるかなどのプロ セスを実証することとした。

まず,今回の一連の調査では,少年院在院 者を調査対象者として,彼らの在院中の行動 目標なり態度の現状がどのようであり,また,

どのように変容するかを調査することにした。 なお, 在院中の行動目標なり態度には, 「少 年院の職員(実際に指導に当たる法務教官) | に対して持つ主観的な見方あるいは認知的評 価(注1)が大きな影響を及ぼすのではない かと想定し、その関係について検討すること にした。加えて、この少年院の職員に対する 認知が、少年院の職員と在院者のどのような 毎日の行動接触によって明確化されたり修正 されていくかを解明することにした。さらに, 在院中の行動目標なり態度には、進級の程度 や賞罰の多少や他の在院者との関係などに示 されるような在院生活への適応状況、出院後 の受入態勢や在院中の保護者等との面会通信 の多少などの少年院出院後の少年を取り巻く 社会環境に対する見通し等も影響すると予想 されるので、その関連についても触れること にした。なお、少年院の職員についてのイメー ジ形成に当たっては, 彼らのこれまでの社会 生活で遭遇してきた様々な指導者や教育者や 養育者の影響も免れられないと考えられる。 そこで、保護者や学校の教師のイメージが、 少年院の職員のそれと, どの程度類似するか についても、検討を加えることにした。

2 目的

前述のとおり、今回の一連の研究の目的は、 少年院在院者が少年院の職員や様々な少年院 での体験をどのように受けとめ、かつ、そう したことが在院中の行動目標なり態度にどの ように影響するかについてのプロセスを網羅 的に解明することにある。しかし、その点に ついては、同一被験者に対する二次調査の 果をも含めた次回の報告に譲ることとして、 今回の報告では、第一回一次調査のデータを もとに、少年院在院者にとっての少年院の職 員に対するイメージと、保護者や学校の教師 に対するイメージとの異同や関連についての 検討に焦点をしぼることにした。

その理由は, 在院生活が経過するにつれ, 少年院の職員に対するイメージは次第に変化 していくだろうが、まずは、この少年院の職 員のイメージとは、彼らの生育歴の中での体 験をもとに形成されるのではないかと想定さ れ, 今後の分析に当たって, その点を明確に しておく必要があると考えられたからである。 少年院の職員とは、少年院といった社会の中 で指導的ないし教育的役割を担うのだが、こ うした役割を一般の社会生活で担っている者 として、まず保護者を挙げることができよう。 保護者とは、彼らの人生の最も初期に出会い、 以来、衣食住を共にしながら密接な関係をもっ てきた養育者ないし指導者なので,彼らの他 者に対する基本的な見方に大きな影響を及ぼ しているに違いない。また、学校の教師も、 家庭に次ぐ大切な人格形成の場である学校と いった社会で指導や教育の任を委ねられた人 であり(注2)、保護者に比べてはやや心理 的距離の遠い大人ではあるものの、一般的な 指導者といったイメージ形成に際しては、大 きな影響を及ぼしているかもしれない。こう した観点から、本研究においては、少年院の 職員が、保護者や学校の教師とどのように相 違しているかを比較することにした。

ところで、少年院の職員とは、少年院生活の中で指導的な立場にいる教育者であり、少年院という一つの社会内で、権威(authority)を有する者と位置づけられる。そこで今回の調査では、権威者としての概念を運用して、イメージ調査を実施することにした。

「権威」についての考察は、Weber の社 会学的接近以来盛んに行われており、例えば Wrong (1988) は、「なぜ権威者に従うか」 の理由について、5種類に分類している。そ の第一は、「personal・・権威者に対する尊 敬・親和感」に基づくものである。これは、 権威者を尊敬や賞賛し、さらには、権威者に 共鳴したり愛着を有し、一体化したいという 欲求から、権威者に従うというものである。 第二は、「competent・・権威者が有する専 門性しによるものである。これは、権威者の 専門性を評価したり信用し、権威者に従うと いうものである。第三は、「legitimate・・ 権威者に従うことの合法性」を基にしたもの である。権威者とは指示したり命令する権利 を有し、一方、従者はそれに従うのが義務で あり、こうした権利義務関係は当然であると の認識から、権威者についていこうとするも のである。第四は、「induced・・従うこと の利己的利益」である。従うと褒められるな ど、本人にとって良い結果を増加させる(報 酬)ために従うというものである。最後は、 「coercive・・従わないことによる利己的不 利益」である。従わないと罰せられるなど、 従わないことへの脅威に基づくものである。

ここでは、この Wrong の上記 5 つの権威 の概念を使用し、少年院の職員、保護者、学校の教師についてのイメージをそれぞれ測定 することにした。

3 方法

(1) 被験者

今回の分析対象となったのは、本調査を実施する下記の少年院に入院してから1か月以

上経過した(注3) 男子少年2,076人であった。

- 1) 初等少年院一般短期処遇に在院中の者 23人
- 2)中等少年院一般短期処遇に在院中の者 146人
- 3) 初等少年院長期処遇 (ただしH1, H2 を除く) に在院中の者 363人(注4)
- 4) 中等少年院長期処遇(ただしH1, H2 を除く) に在院中の者 1,426人
- 5)特別少年院(ただしH1, H2を除く) に在院中の者 118人

(2) 手続

上記に該当する少年を収容している全国すべての少年院に調査依頼した結果、回答率は97.36%だった。調査は、各少年院ごとに、平成5年7月中に実施した。調査は、被験者を一室に集め、質問用紙を一斉に配布し、被験者自らに記入させる方法で実施した(ただし、単独処遇中の少年に対しては、居室投げ込み式を認めた)。

調査実施に際しては、被験者の成績評価に は全く関係なく, 在院生活を有意義に過ごし てもらうための参考資料である旨を, 調査実 施者に教示させた。回答の仕方についても、 調査実施者に教示させ、回答方法を被験者に 了解させた後に、調査を実施した。なお、で きるだけ本音を調査するため, 調査実施者の 教示の中で, 「調査票に名前を書く必要がな いこと | を明言し、被験者には無記名で回答 させた。ただし実際には、整理番号を用い、 各被験者についての少年院の職員からの情報 や、同一被験者に後日実施する調査とのマッ チングができるように工夫した。なお、この 整理番号についても、被験者自らに記入させ ることはせず、調査実施者に記入してもらう ことにより、無記名回答であるとのニュアン スを被験者に感じさせるようにした。

(3) 調査項目

保護者、学校の教師、少年院の職員それぞ

れに対するイメージについては、その3者間を比較できるようにするため、ほぼ同様の質問内容となるように構成した(それぞれの役割の違いで、そのまま使用できない項目については、その質問内容の趣旨とできるだけ合致するように修正した)。具体的な教示(注5)及び質問項目については、資料1に示している。

質問項目は、先に述べた Wrong の権威者 に従う理由の5分類に基づき作成した。資料 1に提示した各問のうち、項目番号1,6, 11, 16, 21, 25, 28を「権威者に対する尊 敬や親和感」の問,項目番号2,7,12,17, 22 を「権威者の有する専門性」の問,項目 番号3,8,13,18,23,26を「権威者に 従うことの合法性 | の問,項目番号4,9, 14, 19, 24, 27を「従うことによる利己的 利益」の問,項目番号5,10,15,20を 「従わないことによる利己的不利益」の問と 想定した。なお、それぞれの質問項目に対し ては、「全くそう思う」、「ややそう思う」、 「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、 「全くそう思わない」の5件法で回答させた。 なお,この5件法を等間隔とみなし,「全く そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、 「どちらでもない」を3点、「あまりそう思 わない」を2点、「全くそう思わない」を1 点とコード化し、以下の分析を行った。

4 結果

(1) 分析 1

上記のように、Wrongによる理論的枠組を基に、権威者としての5つの概念に基づき質問内容を構成したが、実際には、この5概念は相互に強い関連を持つことも考えられ得る。たとえば、「尊敬ないし親和感」の概念と「専門性」の概念には強い関連があるかもしれない。そこで、この点を明かにするために、主成分分析によりどのような主成分が抽出されるかを検証することにした。

まず、保護者、学校の教師、少年院の職員、 それぞれに対する上記 28 の質問項目につい て別個に主成分分析(固有値は1,バリマッ クス回転)を行った。その結果,いずれの主 成分分析の結果でも、類似した質問項目ごと のまとまりを示し、ほぼ同様の構造を示して いることが示された(資料2-1, 2-2, 2-3に、保護者、学校の教師、少年院の職 員ごとの主成分分析の主成分負荷量を示して ある。)。そこで、保護者、学校の教師、少 年院の職員に対する問のデータを合成して, 一度に主成分分析を行った。その際の主成分 負荷量を表1に示してある。3主成分が抽出 され、その結果は、保護者、学校の教師、少 年院の職員について別個に主成分分析を実施 した時と類似の結果が得られた。

「権威者に対する尊敬や親和感」の間であ る項目番号1, 6, 11, 16, 21, 25, 28は, いずれも第一主成分において、高い主成分負 荷量を示した。「権威者の有する専門性」の 問である項目番号2,7,12,17,22は, 第一主成分と第二主成分において、高い主成 分負荷量を示した。「権威者に従うことの合 法性 | の間である項目番号3, 8, 13, 18, 23, 26 は, 第二主成分において, 高い主成 分負荷量を示した。「従うことによる利己的 利益」の問である項目番号4,9,14,19, 24, 27 のうち, 3 項目については第三主成 分の主成分負荷量が高く, 2項目については 第二主成分, 1項目については第一主成分の 主成分負荷量が高かった。「従わないことに よる利己的不利益」の間である項目番号5, 10, 15, 20 は, 主として第三主成分の主成 分負荷量が高く, 1項目についてのみ第二主 成分の主成分負荷量が高かった(注6)。

すなわち,第一主成分とは,権威者を尊敬 したり信頼し,権威者に愛着を持ったり親和 感を抱くなど,心理的距離が近く,こうした 情緒的つながりによって人間関係を保とうと する認知に基づいた主成分と理解できる(以

下,第一主成分「情緒」と略す)。一方,第 二主成分については、従った方が良いか悪い かなどを考えずに、旧来からの道徳律、制度、 習慣がそうなっているから守るべきであると の伝統的・保守的な認知, あるいは, 権威者 には指示したり命令する権利があり、自分た ちはそれに従う義務があるといった認知を示 す主成分である(以下,第二主成分「規範」 と略す)。Fromm や Adorno らは伝統的で 因習的な価値観に対する同調、権威への強迫 的服従、ステレオタイプな思考などの傾向を もつ人格を「権威主義的パーソナリティーと 呼んでいるが、この第二主成分とは、まさに こうした思考傾向を示したものと解釈できる。 最後に第三主成分については、得だから従う とか、本当は従いたくないのだけれども、従 わないと辛くなったり損をするので、やむを 得ず従うという,損得を計算した上で,行動 を選択するといった認知である(以下、第三 主成分「利害」と略す)。

(2) 分析 2

まず,各主成分得点について,イメージする対象3群(保護者(注7),学校の教師(注8),少年院の職員)と,非行進度を示している被験者3群(特別少年院在院群[118人,平均年齢19.24歳,以下,特別群と略す],初等ないし中等少年院の長期処遇在院群[1,572人,平均年齢18.02歳,以下,長期群と略す],初等ないし中等少年院の一般短期処遇在院群[386人,平均年齢17.69歳,以下,短期群と略す])の2要因で分散分析を行った。その結果を以下に示す。

第一主成分「情緒」の主成分得点の平均値は、図1に示されている。分散分析の結果、被験者群間に有意差(P<.001)があり、特別群、長期群、短期群の順に、愛着や尊敬の念が強まっていくことが明かになった。また、イメージの対象者による有意差(P<.001)もあり、学校の教師や少年院の職員に比べて、保護者に対する愛着や尊敬の念が強いことが

表1 保護者,学校の教師,少年院の職員に対する問 のデータを合算した際の主成分分析の結果 (数値は主成分負荷量を示している)

	第一主成分	第二主成分	第三主成分
項目番号	「情緒」	「規範」	「利害」
1	0.825	0.175	0.030
2	0.474	0.580	0.119
3	0.322	0.763	0.146
4	0.341	0.692	0.140
5	0.148	0.693	0.246
6	0.789	0.298	0.075
7	0.695	0.376	0.092
8	0.307	0.705	0.161
9	0.361	0.742	0.183
10	0.081	0.410	0.615
11	0.728	0.273	0.109
12	0.667	0.460	0.162
13	0.142	0.585	0.279
14	0.229	0.387	0.581
15	0.045	0.079	0.716
16	0.763	0.214	0.130
17	0.477	0.519	0.196
18	0.199	0.767	0.292
19	0.082	0.242	0.727
20	0.044	0.151	0.786
21	0.789	0.065	0.053
22	0.692	0.437	0.139
23	0.573	0.544	0.177
24	0.528	0.374	0.387
25	0.745	0.282	0.135
26	0.177	0.721	0.300
27	0.465	0.246	0.545
28	0.817	0.108	0.101

明かになった。なお有意な交互作用はなかった。

第二主成分「規範」の主成分得点の平均値は、図2に示されている。分散分析の結果、被験者群間に有意差(P<.001)があり、特別群、長期群、短期群の順に、規範に従うのが当然と思う程度が強まっていくことが明かになった。なおイメージの対象者による有意

差(P<.001) もあり、学校の教師、保護者、 少年院の職員の順に、規範に従うことを当然 と思う程度が強まっていくことが明かになっ た。交互作用については有意でなかった。

第三主成分「利害」の主成分得点の平均値は、図3に示されている。分散分析の結果、イメージの対象者について有意差(P<.001)があり、保護者、学校の教師、少年院の職員

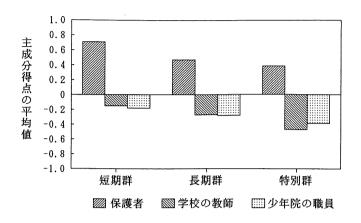


図1 第一主成分「情緒」得点の 非行進度群別の平均値

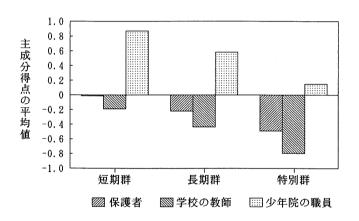


図2 第二主成分「規範」得点の 非行進度群別の平均値

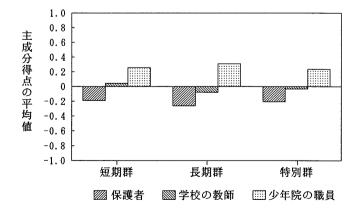


図3 第三主成分「利害」得点の 非行進度群別の平均値

の順に、利害の感情が強まっていくことが明かになった。なお、被験者群間の差は有意でなく、また、交互作用も有意でなかった。

次に,各主成分得点について,イメージ対象である3群(保護者,学校の教師,少年院の職員)と年齢的側面から分類した被験者2群(一般短期処遇及び長期処遇の双方を含む初等少年院在院群[169人,平均年齢15.28歳,以下,初等群と略す],一般短期処遇及び長期処遇の双方を含む中等少年院在院群[1,789人,平均年齢18.210歳,以下,中等群と略す])について比較を行った(注9)。その結果を以下に示す。

第一主成分「情緒」の主成分得点の平均値は、図4に示されている。分散分析の結果、イメージの対象者による有意差(P<.001)がある以外は、被験者群、交互作用のいずれも有意な差がなかった。

第二主成分「規範」の主成分得点の平均値は、図5に示されている。分散分析の結果、イメージの対象者について有意差(P<.001)があるほか、被験者群についても有意差(P<.001)があった。概して、中等群に比較して初等群の方が、規範に従おうと思う程度が強いことが明かになった。なお、交互作用については有意でなかった。

第三主成分「利害」の主成分得点の平均値は、図6に示されている。分散分析の結果、イメージの対象者について有意差(P<.001)があるほか、交互作用が有意(P<.05)だった。この交互作用とは、中等群では、利害の感情が、保護者、学校の教師、少年院の職員の順で強まっていくのに対して、初等群では、学校の教師の方が、保護者よりも利害の感情が少ないことを意味している。

最後に、在院期間によって、対象者についてのイメージが変化するかどうかについて、分析を行った。短期群の在院期間は概ね5か月弱である。したがって、入院後3か月以下の群(220人)と3か月を超える群(166人)

の2群を比較した。また、初等少年院ないし 中等少年院の長期処遇送致、及び特別少年院 送致の少年(以下、長期・特別群と略す)の 在院期間は概ね12か月強である。したがっ て, 入院後3か月以下の群(337人), 3か 月を超え6か月以下の群(438人),6か月 を超え9か月以下の群(514人), 9か月を 超える群(401人)の4群を比較した。図7 ~9に第一主成分「情緒」の主成分得点の平 均値,図10~12に第二主成分「規範」の主 成分得点の平均値、図 13~15 に第三主成分 「利害」の主成分得点の平均値を示してある。 まず、第一主成分「情緒 | についてみてみ る。短期群では、保護者、学校の教師、少年 院の職員のいずれにおいても、有意差がみら れなかった。しかし、保護者、学校の教師に ついては, 在院期間が長い群の方が, 愛着や 尊敬の程度が減少する傾向があるのに対して, 少年院の職員については, 在院期間が長い群 の方が、愛着や尊敬の程度が増加する傾向が みられた。一方,長期・特別群では、保護者 に関しては、有意差(P<.05)があり、在 院期間が長くなるにつれ愛着・尊敬の程度が 少なくなっていった。学校の教師に関しては, 有意差がみられなかった。一方、少年院の職 員に関しては、有意差(P<.05)があり、 在院期間が長い群の方が、愛着や尊敬の程度 が強かった。

第二主成分「規範」について、短期群をみてみると、保護者については有意差がなかったが、学校の教師、少年院の職員については P<.05、少年院の職員については P<.01)、在院期間が長い群の方が、規範に従うことを義務とか当然と考えなくなる傾向がみられた。一方、長期・特別群についてみてみると、保護者については、在院期間による有意差がみられなかったのに対して、学校の教師と少年院の職員に関しては有意差 (P<.01) がみられ、在院期間が増すにつれ規範に従うことを義務

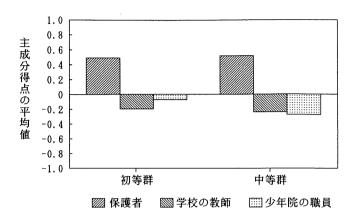


図 4 第一主成分「情緒」得点の 年齢群別の平均値

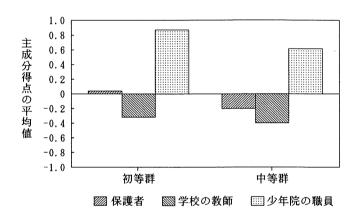


図 5 第二主成分「規範」得点の 年齢群別の平均値

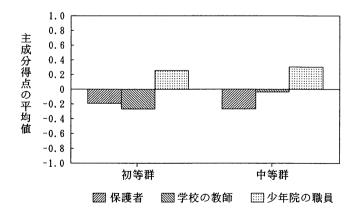


図 6 第三主成分「利害」得点の 年齢群別の平均値

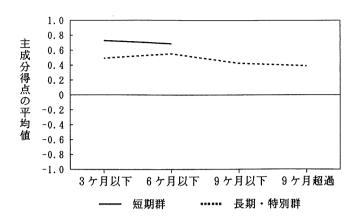


図7 保護者に対する第一主成分 「情緒」得点の在院期間別 の平均値

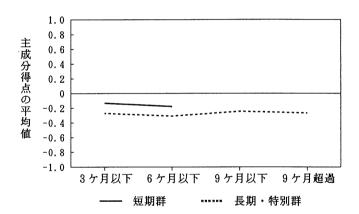


図8 学校の教師に対する第一主 成分「情緒」得点の在院期 間別の平均値

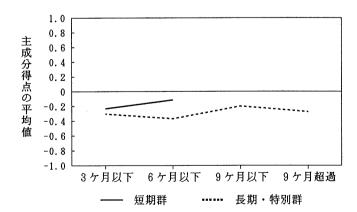


図9 少年院の職員に対する第一 主成分「情緒」得点の在院 期間別の平均値

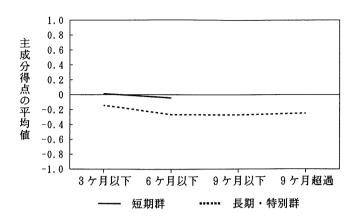


図10 保護者に対する第二主成分 「規範」得点の在院期間別 の平均値

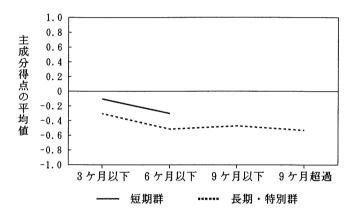


図11 学校の教師に対する第二主 成分「規範」得点の在院期 間別の平均値

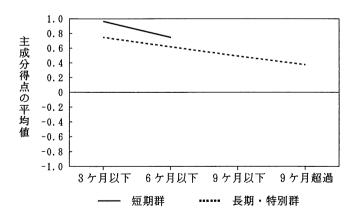


図12 少年院の職員に対する第二 主成分「規範」得点の在院 期間別の平均値

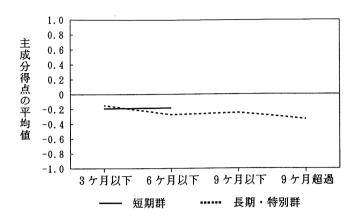


図13 保護者に対する第三主成分 「利害」得点の在院期間別 の平均値

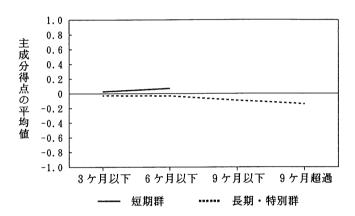


図14 学校の教師に対する第三主 成分「利害」得点の在院期 間別の平均値

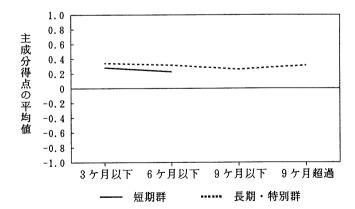


図15 少年院の職員に対する第三 主成分「利害」得点の在院 期間別の平均値

とか当然とは思わなくなることが明かになった。

最後に第三主成分「利害」についてみてみると、短期群では、保護者、学校の教師、少年院の職員のいずれにおいても、有意差がみられなかったが、少年院の職員に関しては、利害の感情が減少する傾向にあった。一方、長期・特別群については、保護者、学校の教師、少年院の職員のいずれについても、在院期間による有意差がみられなかった。

(3) 分析 3

上記のように、イメージする対象によって、権威者に対する尊敬・愛着の念(第一主成分「情緒」)、義務・当然の念(第二主成分「規範」)、損得の念(第三主成分「利害」)に差があることが明かになったが、その間には、どの程度関連があるだろうか。表2はイメージの対象別の主成分それぞれについての相関係数を示したものである。第一主成分「情緒」、第二主成分「規範」、第三主成分「利害」のいずれの主成分においても、少年院の職員との相関は、保護者とよりも、学校の教師との方が高いことがわかる。なお、保の教師との方が高いことがわかる。なお、保の教師との方が高いことがわかる。なお、保保護者、学校の教師、少年院の職員の3者間の関連の強さを同一主成分内で比較したところ、

第一主成分については、先にあげた学校の教師と少年院の職員の相関係数が最も高いものの、第二主成分及び第三主成分については、保護者と学校の教師との相関係数が最も高いことが明かになった。

次に、少年院の職員の各主成分の主成分得点が、同一主成分の保護者の主成分得点と学校の教師の主成分得点から、どの程度予想できるかを調べるため、少年院の職員の各主成分得点を従属変数として重回帰分析を行った結果を表3に示している。いずれの主成分得点も、有意(P<.001)に予想することががあることが明かになった。なお、第二主成分下規範」が最も予想されやすく、一方3つの主成分の中では、第一主成分「情緒」が最も予想されにくいことが明かになった。

なお、上記の予想について、表3には、在 院期間別に分析した結果をも記してある。ま ず短期群について、3か月以下の群と3か月 を超える群で重相関係数を比較してみると、 いずれの主成分においても、3か月以下の群 の方が3か月を超える群よりも、重相関係数

表 2	イメージ対象別	(保護者)	,学校の教師,	少年院の職員)	の主成分間の相関係数((ピヤソン)

主成分	}の	保	護	者	学	校の教	師	少年院の	の職員
種類		情 緒	規範	利 害	情 緒	規範	利 害	情 緒	規範
保護者	規範	0.105							
	利害	0.075	-0.059						
学校の	情緒	0.219	0.074	0.022					
教師	規範	0.116	0.592	0.151	0.071				
	利害	0.092	0.008	0.476	0.115	-0.004			
少年院	情緒	0.291	0.245	0.102	0.341	0.199	0.111		
の職員	規範	0.139	0.434	0.084	0.005	0.502	0.056	0.009	
	利害	0.056	-0.058	0.390	0.042	-0.078	0.463	0.005	-0.204

シュエスにつく	この副人様	シロハルンハハインヨ		1, 4 /	
	在院期間	短其	用群	長期・	特別群
	関係なし	3か月以下	3か月超	3か月以下	9か月超
第一主成分「情緒」	.407	.434	. 406	. 492	.302
第二主成分「規範」	.530	.490	.471	.501	.549
第三主成分「利害」	.501	.555	.533	.517	.409

表 3 少年院の職員の主成分得点を保護者及び学校の教師の同一主成分から予想できる程度について(数値は重回帰分析の重相関係数を示す)

が高く、保護者や学校の教師のイメージから 少年院の職員をイメージしやすいことが示さ れた。また、長期・特別群(注 10)につい ても、3か月以下の群と9か月を超える群を 比較してみると、第二主成分「規範」を除い ては、短期群同様に、在院期間が短い群の方 が、少年の保護者や学校の教師のイメージか ら少年院の職員をイメージしやすいことが明 かになった。

5 結果のまとめ及び考察

Wrong (1988) をもとに、目的において 述べた5種類の「権威に従う理由」の概念に 基づいて構成された28の質問項目に対して、 被験者である少年院在院者が示した反応傾向 を主成分分析した。その結果,「情緒」, 「規範」, 「利害」に関する3主成分が抽出 された。このことは、在院者が権威との関係 を、概ね3つの概念でとらえていることを意 味している。詫摩(1992)は、人間がある行 動に及んだり及ばなかったりする時の選択基 準として、「好き嫌いによる基準」、「正し いか正しくないかの基準」、「損か得かの基 準 | の3つを挙げている。この詫摩の二番目 にあげている「正しいか正しくないかの基準 | とは、判断する者自身の主体的な判断である のに対し、本結果で得られた第二主成分であ る「規範」とは、むしろ彼らの生活空間の中 で、一般に良しとされているものに従うかど うかといった,いわば受動的な判断であると いった相違点がある。とはいえ、「正しいか

正しくないかの判断」と「規範」とは相互に 影響しあっているとも考えられ、おおむね本 結果は、この詫摩の主張する3主成分によっ ても説明しうる概念と言えよう。

次に、上記3主成分について、イメージ対 象である保護者, 学校の教師, 少年院の職員, それぞれの特徴をまとめてみる。まず、保護 者のイメージについては, 学校の教師や少年 院の職員のイメージに比べて、情緒的な結び つきが強く, 反対に, あまり利害感情を有し ないこと、また、規範については、学校の教 師に比べては遵守するものの、少年院の職員 ほどには遵守しないことが明らかになった。 このことは、情緒的な結びつきを基に、単に 受動的なきまりや言いつけを守ろうとするよ りも、自分の意見などをいっても許容される 余地があることを示しているのではなかろう か。一方, 少年院の職員については, 保護者 についてみられた傾向とは逆に, 情緒的な結 びつきによって権威者に従うのではなく、言 いつけやきまりは守るべきものであるといっ た態度や、利害を計算して従う傾向がうかが えた。少年院在院者とは,裁判所の決定によ り強制的に少年院に入院させられたわけなの で、早く拘禁場面から解放されたいとの気持 ちが強く、言われた通りに行動しようとか、 できるだけ自分に不利にならないように行動 しようとの気持ちが働きがちになると解釈で きるのではなかろうか。また、学校の教師に ついては、保護者や少年院の職員に比べて、 規範遵守の傾向が乏しいことが明かになった。

利害の主成分については、保護者と少年院の 職員との中間に位置していたし、情緒の主成 分については、少年院の職員と同様に、情緒 的な結びつきが少なかった。すなわち、学校 の教師とは、良かれ悪しかれ心理的距離が遠 い人であると言えるのではなかろうか。

ところで、上記のような認知が、在院者の 非行性の程度で異なるかについて, 以下に考 察する。非行性については、安倍らの犯罪非 行深度に関する理論類型をはじめとして、様々 な研究がこれまでも行われてきているが、こ こでは調査方法の性質上, 処分類型から非行 進度による認知の違いを考察する。すなわち, 短期群、長期群、特別群の順に非行性が進ん でいるものと考え、その3群と3つの主成分 との関連をみることにした。その結果、①非 行性の進んでいない者ほど、権威者に対して 愛着や尊敬という人格レベルの親近感から関 係を維持していこうとする構えが強くなって いること、②非行性の進んでいない者ほど、 権威者の指示に従うのは当然であり、むしろ、 それは義務であるとさえ思り程度が強くなっ ていること、③利害得失に基づく行動は、非 行性の進度とは関連しないことが明らかとなっ た。すなわち、①から③までをまとめてみる と、非行性の進んでいない者の方が、周囲に 対して警戒心などを抱くことも少なく、従順 であるし、情緒的関係を持とうとする傾向が みられる。一方, 非行進度の深まった者は, 概してこれまでの生活の中で様々な外傷体験 を受けており、周囲に対しても、警戒心や敵 意を強めていると考えられ、そうした認知が 本結果にも表れたと解釈できるのではなかろ うか。

一方,上記3つの主成分と年齢との関連についてみるため,非行性についてはほぼ同等だが,年齢区分の異なる初等群と中等群を比較検討した。その結果,①初等群の方が権威者や規範に従うことを当然と思ったり,義務と思う程度が強いこと,②中等群においては,

学校の教師よりも保護者に対する利害感情が 弱いのに対して、初等群では、反対に、保護 者よりも学校の教師に対する利害感情が弱い ことが明かになった。前者に関しては、初等 群である低年齢群の方が、俗な言葉で言えば、 まだ幼く擦れてないから、きまりといった外 から与えられた枠組を素直に受け入れようと していると解釈できるのであろうが、そのこ とは、主体的に物事を考えないといった発達 段階であることをも意味していると言えよう。 また, 学校の教師や保護者に対する利害感情 の強さが、初等群と中等群で逆転しているこ とに関しては、初等群に属する被験者は、概 ね収容以前に学校生活を営んでいたのに対し て、中等群では学校生活を離れてからの時間 が長く、学校生活の重要さが減退しているこ との差と理解できるのではなかろうか。

在院期間との関連結果は次のとおりであっ た。①情緒を基にした服従の姿勢に関して, 保護者については、短期群・長期群にかかわ らず、在院期間の経過とともに減少するのに 対して、特に長期群では、在院期間6ヶ月を 超すあたりから少年院の職員に対する情緒的 で人格的な親和を強めていくこと, ②規範の 構えに関しては、保護者に対しては、在院期 間の経過によって変化することはなかったが、 短期群においては特に少年院の職員に対して. 長期群においては学校の教師と少年院の職員 の双方に対して, 在院期間の経過とともに, それが権威であるから従うのは当然という考 え方が減少してくること、③利害については、 両群ともに在院期間の経過による明かな変化 はみられなかったが、短期群においては、在 院期間3ヶ月以上の者の方が、少年院の職員 に対して利害得失による打算的な構えを示さ なくなっていること, がみられた。

これらの結果を,少年院の職員に焦点を当てて考察してみると,短期群,長期群という 在院者の属性にかかわらず,在院期間の経過 とともに,人格的な尊敬,愛着,信頼感によっ て職員と接していく構えが増えていくこと, そして特に長期群においては、その傾向が顕 著であること, 少年院の職員は権威を持つ者 でありそれに従うのは倫理的にも制度的にも 当然であるという構えは、在院期間の経過と ともに減少していくこと、また、短期群に限っ てではあるが、利害や損得の判断から無理に 行動したり我慢したりという構えが、次第に 薄れていくこと等の傾向が認められたことに なる。すなわち、在院者たちは、在院生活の 経過に伴って, 少年院の職員との心理的距離 をせばめ, 職員の人間性を熟知し, タテマエ としてではない人格的で人間的な親和感から, 義務として従ったり、仕方がないから言うこ とを聞く、損や得になるからどうするといっ た構えをとらなくなってきているのである。 そして、こうした人間的な接触の中で権威主 義が後退し、柔軟な認知の仕方が可能となっ ていくと思われる。文頭にも述べたように, 少年院の職員とのどのようなふれあいが、彼 らのこうした変化をもたらせたかについての 具体的な検討については、本研究の第二報告 において詳細に行う予定である。

最後に、得られた3つの主成分について、 少年院の職員と他の対象者との関連の強さを みてみると、各主成分とも、保護者よりも学 校の教師の方が、より近い関係にあることが 示された。保護者とは、情緒的な結びつきが 基になっている特別な存在であり、それに引 き換え、学校の教師とは、一般的な大人の代 表であるため、少年院の職員との類似性も高 かったと解釈できるのではなかろうか。とは いえ、少年院の職員に対するイメージを予測 するに当たっては、学校の教師のみではなく, 保護者のイメージも有意に寄与していた。な お、在院期間の経過別にみてみると、長期・ 特別群の第二主成分「規範」を除き、いずれ の場合も, 在院期間の短い方が, 少年院の職 員を保護者や学校の教師に対する認知結果か ら予測されやすいことが判明した。つまり、

最初に予想されたとおり、少年院の職員のイメージとは、在院当初は保護者や学校の教師から形成されるのであろうが、少年院での経験を積むにつれ、保護者や学校の教師のイメージとは違った少年院の職員のオリジナルな側面がみえてくるのであろう。この点の変化については、先にも述べたように第二報告の譲りたい。

引用文献

犬塚石夫 1989 処遇技法の多様性と充実 刑政 100-1

詫摩武俊 1992 好きと嫌いの心理学 講談社現代 新書

Wrong, Dennis H. 1988 Power. The University of Chicago Press: Chicago

注記

(注1)認知とは、「環境や自分自身、自分の行動に関するあらゆる認識、知見、信念ともいうべきもの」(Festinger)であり、ある対象の存在を経験や思考・言語を通して概念化すること、言い替えれば、それがなんであるかを自分なりに認めることである。

(注2) 就労している少年にとっては、職場の上司なども指導的な役割を持つ人として考えられる。ただし、上司のイメージといっても、彼らを直接管理・指導する上司もいれば、経営者などのように、間接的にしか接触していない上司などもいる。また、職場では、上司とはいっても、実際は、数日前に入社した同年代の先輩に過ぎないということもありうるなど、多岐にわたり、その中でどういった上司を想定させるかを限定するのは、困難が伴う。したがって、今回の調査では、学校生活を離れてからの年月が長い少年にとっての学校の教師のイメージとはやや曖昧性を否めないが、誰でもが体験しており、かつ直接的な指導を仰いだであろうという意味で学校の教師のイメージを調査することにした。

(注3) ある程度の期間少年院に在院しないと,少年院のことについての質問に回答できないと考えられたため,1か月以上在院した者に限定して調査を行った。

(注4) H1は,精神薄弱者及び精神薄弱者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者であり,H2は,情緒的未成熟等により,非社会的な形の社会的不適

応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者である。これらを本研究の対象から除外したのは、資質面での属性に、他の在院者と大きな相違があると考えられたからである。

(注5) 教示の作成については、以下の点を配慮した。まず、複数の人をイメージするのは難しいと予想されたため、各間共に、特定の一人を思い浮かべるように教示した。

保護者について,できれば父親と教示した理由は,男子少年院の職員は概ね男性なので,その類似性を調べるのには,男性である父親の方が類似していると予想されたからである。ただし,父親を思い浮かべられない少年に対しては,母親でも,また他の保護者でもよいと教示した。そうした少年にとっては,母親ないし他の保護者が,父親的な役割をも代替すると考えられたからである。

学校の教師については,「一番思い出のある先生」を思い浮かべるように教示した。「一番思い出がある」とは,良い思い出と悪い思い出の双方を含む中立的な質問と解釈できること,加えて,学校生活か

ら遠のいてからの日が長い少年にとっては, 印象に 残る先生以外を思い浮かべるのは困難であると想定 されたこと, などから妥当な教示と考えた。

なお、少年院の職員については、「自分に強い影響を与えた先生」ということで、それがない少年の場合は、「一番指導を受ける機会が多かった先生」を思い浮かべるように教示することで、いずれの少年に対しても特定の一職員を思い浮かべることができるように工夫した。なお、学校の教師と同様、「強い影響を与えた先生」や「指導を受ける機会が多かった先生」とは、良い影響と悪い影響の双方を含む中立的な質問であり、妥当な質問と考えた。

(注 6) Wrong (1989) の概念に従い,同一概念同士の質問項目についてピヤスンの相関を計算してみた。その結果,保護者,学校の教師,少年院の職員,それぞれについての結果は,上記3つをひっくるめた結果と類似していた。そこで以下では,参考までに,上記3つをひっくるめた結果について示すこととする。

合算した場合(保護者,学校の教師,少年院の職員)の相関係数 - 権威者に対する尊敬や親和感 -

項目番号	1	6	11	16	21	25
6	0.733					
11	0.629	0.709				
16	0.616	0.634	0.659			
21	0.637	0.590	0.529	0.576		
25	0.634	0.658	0.585	0.613	0.574	
28	0.669	0.628	0.571	0.649	0.656	0.601

- 権威者の有する専門性 -

項目番号	2	7	12	17
7	0.544			
12	0.621	0.688		
17	0.574	0.515	0.622	
22	0.564	0.694	0.702	0.603

- 権威者に従うことの合法性 -

項目番号	3	8	13	18	23
8	0.659				
13	0.477	0.477			
18	0.664	0.628	0.518		
23	0.590	0.558	0.426	0.574	
26	0.620	0.573	0.465	0.695	0.547

- 従うことによる利己的利益 -

項目番号	4	9	14	19	24
9	0.660				
14	0.402	0.481			
19	0.310	0.357	0.540		
24	0.495	0.528	0.431	0.422	
27	0.429	0.456	0.505	0.474	0.556

- 従わないことによる利己的不利益 -

項目番号	5	10	15
10	0.442		
15	0.256	0.382	
20	0.303	0.495	0.535

(注7) 家族についての教示は、できるだけ「父親 を思い浮かべよ」というものだった。しかし実際に 父親を思い浮かべた人は 1,008 人 (実父が 944 人, 義父が64人)だった。母親を思い浮かべた人は 758人(実母733人,義母25人)だった。なお, 「一人を思い浮かべよ」と教示したにもかかわらず, 実際には、両親など複数の保護者を思い浮かべて回 答している者もいた。ところで、父親を思い浮かべ た群と、母親を思い浮かべた群を比較してみると、 第一主成分「情緒」については、父親を思い浮かべ た群の方が、母親を思い浮かべた群よりも、愛着や 尊敬の程度が低いこと (P<.01), 第二主成分「規 範」については、父親を思い浮かべた群の方が、母 親を思い浮かべた群よりも、当然として従うことが 少ないこと (P<.05), 第三主成分「利害」につい ては, 父親の方が, 利害感情が強い傾向はあるもの の, 有意ではないとの結果が得られた。

(注8) 学校の教師については、被験者間の標準偏差(変動)が大きかった。このことは、学校から遠ざかっての月日が長く、そのイメージも漠然として、

その回答の妥当性が漠然としてしまっていることによる影響とも解釈できるのではなかろうか。学校の教師について、少年院に入る前に学校に通っていた群(245人)と通っていなかった群(1,822人)で比較してみると、第一主成分「情緒」からは、学校に通っていた群の方が愛着をもつこと(P<.05)、第二主成分「規範」からは、学校に通っていた群の方が従うのが当然と感じることが多いこと(P<.05)、なお第三主成分「利害」については、有意な差はみられないとの結果が得られた。

(注9) 本来,イメージする対象3群に加え,被験者の年齢と処分類型の3要因を一度に分散分析すべきであろう。しかし,処分類型のうち,特別群に相当する被験者の中には,低年齢群が存在しない。また,今回の調査のサンプリングで,低年齢層の被験者数が少なく,長期群と短期群にわけて分析するほどの人数に至らなかった。そこで,今回の分析に当たっては,短期群,長期群,特別群の3群で分析し,また,別個に,初等群,中等群の2群で分析を行うことにした。なお,この他の処分の種類として,特

修短期処遇があるが、この処分を受ける人数は少なく、かつ、少年院の在院期間が短く、少年院の職員を熟知するまでほど長く在院しないと思われたので、 今回の調査対象から除いた。

(注 10) 中等ないし初等少年院の長期処遇と特別少年院を別個に分析することも必要と思われたが、特別少年院のサンプルは118人であり、上記のような在院期間別分類を行うには少数であるため、あわせて分析することにした。

資料1 教示及び質問項目

問1 1)から28)は、あなたの保護者についてたずねたものです。お父さんを思いうかべることができる人は、お父さんを思いうかべてください。また、お父さんを思いうかべられない人は、お母さんやその他の保護者の一人を思いうかべてください。「全くそう思う」「どちらでもない」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」の中から、あなたの考えに一番近いところに線を引いてください。

- 1) 保護者は人間として好きだ。
- 2) 保護者の言うとおりにしていれば、非行から立ち直れる。
- 3) 保護者の言うことをきくのは、あたりまえである。
- 4) 保護者から言われたことにまじめに取り組むことは、自分のためになる。
- 5) 保護者にさからうことは, 自分のためにならない。
- 6) 保護者は尊敬できる。
- 7) 保護者は、自分がよくなるのに力を貸してくれる。
- 8) 保護者は自分をここまで育ててくれたのだから、 保護者の言うことはきかなければならない。
- 9) 保護者の言うとおりにすることは、自分にとってよいことだ。
- 10) 保護者に悪い印象をもたれると、生活しづらく
- 11) 保護者のような人間になりたい。
- 12) 自分が立ち直るのに、保護者はたよりになる。
- 13) 保護者が言うことについて, まちがっているなどと批判してはいけない。
- 14) 保護者の指示に従っていれば、いろいろと面倒をみてもらえる。
- 15) 保護者に見放されると、熱心に指導してもらえ

なくなる。

- 16) 保護者といるとほっとする。
- 17) 保護者は、自分の立ち直らせ方を知っている。
- 18) 家庭は子供を教育したり監督するところなので、 保護者の言いつけはすなおに守るべきだ。
- 19) 保護者からよく見られると、何かと都合がよい。
- 20) 保護者にきらわれると、指導や助言を受けにくくなる。
- 21) 保護者はやさしい。
- 22) 保護者は、自分の立ち直ろうとする気持ちを高めてくれる。
- 23) 保護者の言うことは、長い人生経験から生まれたものなので、守る価値がある。
- 24) 保護者に信頼されると、気持ちがよい。
- 25) 保護者には恩を感じているので, はじをかかせ たくない。
- 26) きまりがないと家庭生活をうまく送れないので、 保護者の言いつけを守るのはあたりまえだ。
- 27) 保護者と仲良くなると、いろいろな相談にのってもらいやすい。
- 28) 保護者とはつきあいやすい。

問2 学校に通っていたころの学校の教師を思いうかべてください。1)から28)は、その中で、一番思い出のある先生についてたずねたものです。「全くそう思う」「ややそう思う」「どちらでもない」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」の中から、あなたの考えに一番近いところに線を引いてください。

- 1) 先生は人間として好きだ。
- 2) 先生の言うとおりにしていれば、非行から立ち 直れる。
- 3) 先生の言うことをきくのは、あたりまえである。
- 4) 先生から与えられた課題にまじめに取り組むことは、自分のためになる。
- 5) 先生にさからうことは、自分のためにならない。
- 6) 先生は尊敬できる。
- 7) 先生は、自分がよくなるのに力を貸してくれる。
- 8) 勉強を教えてもらっているのだから, 先生の言 うことはきかなければならない。
- 9) 先生の言うとおりにすることは, 自分にとって よいことだ。
- 10) 先生に悪い印象をもたれると、生活しづらくなる。
- 11) 先生のような人間になりたい。
- 12) 自分が立ち直るのに、先生はたよりになる。

- 13) 先生が言うことについて、 まちがっているなど と批判してはいけない。
- 14) 先生の指示に従っていれば, いろいろと面倒を みてもらえる。
- 15) 先生に見放されると、熱心に指導してもらえなくなる。
- 16) 先生といるとほっとする。
- 17) 先生は、自分の立ち直らせ方を知っている。
- 18) 学校は自分を成長させるところなので、先生の言いつけはすなおに守るべきだ。
- 19) 先生からよく見られると、何かと都合がよい。
- 20) 先生にきらわれると、指導や助言を受けにくくなる。
- 21) 先生はやさしい。
- 22) 先生は、自分の立ち直ろうとする気持ちを高めてくれる。
- 23) 先生の言うことは、長い人生経験から生まれた ものなので、守る価値がある。
- 24) 先生に信頼されると、気持ちがよい。
- 25) 先生には恩を感じているので、はじをかかせたくない。
- 26) きまりがないと集団生活をうまく送れないので、 先生の言いつけを守るのはあたりまえだ。
- 27) 先生と仲良くなると, いろいろな相談にのって もらいやすい。
- 28) 先生とはつきあいやすい。

問3 つぎに少年院の先生についてたずねます。少年院の先生の中で自分に強い影響を与えた先生がいる人は、その先生を思いうかべてください。また、いない人は、これまでの在院生活の中で、一番指導を受ける機会が多かった先生を思いうかべてください。1)から28)は、その先生についてたずねたものです。「全くそう思う」「ややそう思う」「どちらでもない」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」の中から、あなたの考えに一番近いところに線を引いてください。

- 1) 先生は人間として好きだ。
- 2) 先生の言うとおりにしていれば、非行から立ち直れる。
- 3) 先生の言うことをきくのは、あたりまえである。
- 4) 先生から与えられた課題にまじめに取り組むことは、自分のためになる。
- 5) 先生にさからうことは、自分のためにならない。
- 6) 先生は尊敬できる。
- 7) 先生は、自分がよくなるのに力を貸してくれる。

- 8) 悪いことをして少年院に入ったのだから, 先生 の言うことはきかなければならない。
- 9) 先生の言うとおりにすることは、自分にとって よいことだ。
- 10) 先生に悪い印象をもたれると、生活しづらくなる。
- 11) 先生のような人間になりたい。
- 12) 自分が立ち直るのに、先生はたよりになる。
- 13) 先生が言うことについて, まちがっているなど と批判してはいけない。
- 14) 先生の指示に従っていれば、いろいろと面倒を みてもらえる。
- 15) 先生に見放されると、熱心に指導してもらえなくなる。
- 16) 先生といるとほっとする。
- 17) 先生は、自分の立ち直らせ方を知っている。
- 18) 少年院は非行から立ち直らせるところなので、 先生の言いつけはすなおに守るべきだ。
- 19) 先生からよく見られると、何かと都合がよい。
- 20) 先生にきらわれると、指導や助言を受けにくくなる。
- 21) 先生はやさしい。
- 22) 先生は、自分の立ち直ろうとする気持ちを高めてくれる。
- 23) 先生の言うことは、長い人生経験から生まれたものなので、守る価値がある。
- 24) 先生に信頼されると、気持ちがよい。
- 25) 先生には恩を感じているので、はじをかかせたくない。
- 26) きまりがないと集団生活をうまく送れないので、 先生の言いつけを守るのはあたりまえだ。
- 27) 先生と仲良くなると, いろいろな相談にのって もらいやすい。
- 28) 先生とはつきあいやすい。

資料2-1 保護者に対する問のデータについての主成分分析の結果 (数値は主成分負荷量を示している)

項目番号	· ·	第二主成分	
、大口田々	「情緒」	「規範」	「利害」
1	0.766	0.254	0.018
2	0.382	0.587	0.118
3	0.321	0.747	0.113
4	0.349	0.715	0.134
5	0.198	0.672	0.179
6	0.705	0.352	0.100
7	0.726	0.228	0.069
8	0.399	0.676	0.133
9	0.370	0.723	0.142
10	0.101	0.293	0.595
11	0.637	0.340	0.166
12	0.672	0.340	0.205
13	0.116	0.508	0.388
14	0.199	0.288	0.573
15	0.105	0.085	0.668
16	0.687	0.265	0.213
17	0.464	0.434	0.255
18	0.242	0.649	0.362
19	0.138	0.147	0.731
20	0.040	0.074	0.784
21	0.739	0.127	0.067
22	0.736	0.317	0.154
23	0.549	0.523	0.216
24	0.566	0.260	0.380
25	0.636	0.239	0.196
26	0.247	0.641	0.343
27	0.489	0.242	0.486
28	0.763	0.183	0.082

資料2-2 学校の教師に対する問のデータについて の主成分分析の結果 (数値は主成分負荷量を示している)

項目番号	第一主成分	第二主成分	第三主成分
次日田々	「情緒」	「規範」	「利害」
1	0.823	0.182	0.054
2	0.532	0.552	0.117
3	0.344	0.747	0.153
4	0.336	0.680	0.133
5	0.180	0.685	0.250
6	0.794	0.322	0.104
7	0.748	0.331	0.096
8	0.281	0.731	0.218
9	0.400	0.719	0.189
10	0.194	0.400	0.589
11	0.710	0.327	0.149
12	0.706	0.402	0.189
13	0.187	0.563	0.273
14	0.316	0.339	0.595
15	-0.011	0.069	0.745
16	0.732	0.260	0.173
17	0.581	0.379	0.190
18	0.278	0.741	0.281
19	0.205	0.244	0.703
20	0.069	0.216	0.773
21	0.774	0.147	0.085
22	0.732	0.364	0.157
23	0.579	0.526	0.203
24	0.578	0.328	0.384
25	0.759	0.322	0.158
26	0.275	0.692	0.243
27	0.539	0.253	0.492
28	0.842	0.121	0.114

資料2-3 少年院の職員に対する問のデータについての主成分分析の結果 (数値は主成分負荷量を示している)

	(241)2111212	リ貝門里でかり	
項目番号	第一主成分 「情緒」	第二主成分 「規範」	第三主成分 「利害」
*	IBWH		- 1 71 合]
1	0.805	0.175	0.060
2	0.537	0.509	0.091
3	0.317	0.748	0.114
4	0.448	0.625	0.074
5	0.117	0.635	0.253
6	0.797	0.265	0.059
7	0.612	0.434	0.072
8	0.099	0.734	0.157
9	0.373	0.709	0.160
10	0.065	0.225	0.689
11	0.754	0.190	0.078
12	0.653	0.469	0.097
13	0.172	0.572	0.192
14	0.240	0.370	0.569
15	0.005	0.123	0.707
16	0.760	0.163	0.122
17	0.594	0.450	0.065
18	0.270	0.790	0.152
19	0.059	0.100	0.725
20	0.053	0.071	0.763
21	0.752	0.066	0.084
22	0.681	0.438	0.060
23	0.608	0.493	0.102
24	0.508	0.365	0.353
25	0.704	0.302	0.164
26	0.233	0.717	0.216
27	0.454	0.183	0.590
28	0.792	0.105	0.136